



埼玉県報

第 2802 号
平成 28 年(2016 年)
5 月 31 日
火曜日

目次

規則

- 埼玉県建築基準法施行細則の一部を改正する規則（建築安全課）

告示

- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（川越比企地域振興センター東松山事務所）
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（利根地域振興センター）
- 地籍調査の成果の認証（土地水政策課）
- 基本勝者投票法及び重勝式勝者投票法に係る車券発売事務委託に関する告示（県営競技事務所）
- 基本勝者投票法に係る車券発売事務委託に関する告示（県営競技事務所）
- 基本勝者投票法に係る車券発売事務委託に関する告示（県営競技事務所）
- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定（水環境課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の変更の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の廃止の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の廃止の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の休止の届出（社会福祉課）
- 農用地利用配分計画の認可（農業ビジネス支援課）

- 東松山都市計画事業西吉見南部土地区画整理事業の事業計画の変更（第 2 回）（市街地整備課）
- 埼玉県議会だよりの新聞折り込み及び配布業務に関する落札者等の公示（政策調査課）
- 埼玉県議会テレビ番組等制作・放送業務委託に関する契約の相手方等の公示（政策調査課）
- 県道加須鴻巣線の区域の変更（北本県土整備事務所）
- 県道加須鴻巣線の供用の開始（北本県土整備事務所）
- 県道菅谷寄居線の区域の変更（東松山県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 埼玉県立循環器・呼吸器病センター医療情報システム運用管理業務委託に関する契約の相手方等の公示（循環器・呼吸器病センター）
- 埼玉県立小児医療センター新病院の閉鎖型保育器の調達に関する入札公告（経営管理課）
- 埼玉県立小児医療センター新病院の実験台（検査用作業台）の調達に関する入札公告（経営管理課）
- 埼玉県立小児医療センター新病院の注射薬自動払出装置の調達に関する入札公告（経営管理課）
- 埼玉県立小児医療センター新病院の開放型保育器の調達に関する入札公告（経営管理課）

正誤

- 埼玉県告示第 691 号中訂正（市街地整備課）

規 則

埼玉県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年五月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第六十二号

埼玉県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県建築基準法施行細則（昭和三十六年埼玉県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「別表」を「別表第一」に改め、「該当するもの」の下に「（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第十六条第一項に規定するものを除く。）」を加え、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号。以下「規則」という。）」を「第一項の建築物に係る規則」に改め、「定める時期は」の下に「、別表第一(イ)欄の各項に掲げる用途の区分に応じ」を加え、「別表」を「同表」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 令第十六条第一項に規定する建築物に係る建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号。以下「規則」という。）第五条第一項の規定により知事が定める時期は、別表第二(イ)欄の各項に掲げる用途の区分に応じ、第一回の報告を行った日の翌日から起算して同表(㉔)欄に掲げる年ごとで、毎回当該同欄に掲げる年の満了する日からその日前三月までの間とする。

第三条の見出し中「建築設備等」を「特定建築設備等」に改め、同条第一項中「昇降機及び昇降機以外の建築設備」を「特定建築設備等」に改め、同項第一号及び第二号を削り、同項第三号中「（住宅又は共同住宅の住戸に設けられたものを除く。）」を「（平成二十八年国土交通省告示第二百四十号（別表第二において「平成二十八年告示」という。）第二第三号に掲げるものに限る。ただし、籠が住戸内のみを昇降するものを除く。）」に改め、同号を同項第一号とし、同項第四号中「前条第一項の建築物」を「令第十六条第一項に規定する建築物及び前条第一項の建築物」に改め、同号を同項第二号とし、同項に次の一号を加える。

三 前条第一項の建築物に設ける防火設備（随時閉鎖又は作動をできるもの（防火ダンパーを除く。））に限る。）（令第十六条第三項第二号に規定するものを除く。）

第三条第二項及び第三項を次のように改める。

2 令第十六条第三項各号又は前項各号に掲げる特定建築設備等に係る規則第六条第一項の規定により知事が定める時期は、第一回の報告を行った日の翌日から起

算して一年（同項の規定により国土交通大臣が定める検査の項目にあつては、三年）ごとで、当該期間の満了する日からその日前一月までの間とする。

3 令第三百三十八条の三に規定する昇降機等に係る規則第六条の二の二第一項の規定により知事が定める時期は、使用期間が連続して六月以内のものにあつては毎年使用開始の日からその日前一月までの間、それ以外のものにあつては毎年四月一日から同月三十日までの間及び十月一日から同月三十一日までの間とする。第三条に次の一項を加える。

5 規則第六条の二の二第三項ただし書の規定により規則で定める報告書の様式及び検査結果表は、提出の日前二月以内に検査した事項に基づいて作成する同項本文に規定する報告書及び定期検査報告概要書並びに検査結果表とする。

別表四の項中「中学校」の下に「義務教育学校」を加え、同表を別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第二（第二条関係）

	用 途		報告の間隔
	(イ)	(ロ)	
一	劇場、映画館、演芸場、観覧場（屋外観覧場を除く。）、公会堂又は集会場		二年
二	病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、ホテル、旅館又は高齢者、障害者等の就寝の用に供するものとして平成二十八年告示第一第二項第二号から第九号までに掲げるもの		二年
三	共同住宅又は寄宿舍（高齢者、障害者等の就寝の用に供するものとして平成二十八年告示第一第二項第一号に掲げるものに限る。）		三年
四	体育館（学校に附属するものを除く。）		二年
五	博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場（学校に附属するものを除く。）		三年
	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホー		

六 ル、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食 店又は物品販売業を営む店舗（床面積が十平 方メートル以内のものを除く。）	二年
--	----

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十八年六月一日から施行する。
 （経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において改正前の第二
 条第一項に規定する建築物に該当するものであって、施行日に建築基準法施行令
 （昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第十六条第一項に規
 定する建築物に該当することとなったものに係る改正後の第二条第二項の規定の
 適用については、同項中「第一回の報告」とあるのは「埼玉県建築基準法施行細
 則の一部を改正する規則（平成二十八年埼玉県規則第六十二号）の施行の日（以
 下この項において「施行日」という。）以後最初の報告」と、「とする」とある
 のは「とする。この場合における当該施行日以後最初の報告をすべき時期は、施
 行日において令第十六条第一項に規定する建築物に該当することとならなかった
 とした場合における当該施行日以後最初の報告をすべき時期に相当する時期とす
 る」とする。

3 施行日の前日において改正前の第三条第一項第一号又は第二号に掲げる昇降機
 のいずれかに該当するものであって、施行日に令第十六条第三項第一号に規定す
 る昇降機に該当することとなったものに係る改正後の第三条第二項の規定の適用
 については、同項中「第一回の報告」とあるのは「埼玉県建築基準法施行細則の
 一部を改正する規則（平成二十八年埼玉県規則第六十二号）の施行の日（以下こ
 の項において「施行日」という。）以後最初の報告」と、「とする」とあるのは
 「とする。この場合における当該施行日以後最初の報告をすべき時期は、施行日
 において令第十六条第三項第一号に規定する昇降機に該当することとならなかつ
 たとした場合における当該施行日以後最初の報告をすべき時期に相当する時期と
 する」とする。

4 小荷物専用昇降機（建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十八
 年国土交通省令第十号）の施行の際現に存するもの又は同省令の施行の日から平
 成二十九年五月三十一日までの間に建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。
 以下「法」という。）第七条第五項若しくは法第七条の二第五項（いずれも法第
 八十七条の二において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定

による検査済証の交付を受けたものに限る。次項において同じ。）に係る同省令附則第二条第四項の規定により知事が定める時期は、施行日以後最初の報告に係る時期にあつては施行日から起算して一年が満了する日又は法第七条第五項若しくは法第七条の二第五項の規定による検査済証の交付を受けた日の翌日から起算して二年が満了する日のいずれか遅い日から当該日前一月までの間、当該最初の報告後の報告に係る時期にあつては当該最初の報告を行った日の翌日から起算して一年ごとで、当該期間の満了する日から当該日前一月までの間とする。

5 前項の規定により施行日から平成三十一年五月三十一日までの間に一回以上報告がなされた小荷物専用昇降機に関する同日の翌日以後の改正後の第三条第二項の規定の適用については、同項中「第一回の報告」とあるのは「埼玉県建築基準法施行細則の一部を改正する規則（平成二十八年埼玉県規則第六十二号）の施行の日以後最初の報告」とする。

6 防火設備（建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十八年国土交通省令第十号）の施行の際現に存するもの又は同省令の施行の日から平成二十九年五月三十一日までの間に法第七条第五項若しくは法第七条の二第五項の規定による検査済証の交付を受けたものに限る。）に係る同省令附則第二条第四項の規定により知事が定める報告の時期は、平成三十年六月一日から平成三十一年五月三十一日までの間とし、当該期間中における報告の回数是一回とする。

7 施行日の前日において改正前の第三条第三項第二号に掲げる工作物に該当するものであつて、施行日に令第三百三十八条の三に規定する昇降機等に該当することとなつたものに係る改正後の第三条第三項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは「とする。この場合における埼玉県建築基準法施行細則の一部を改正する規則（平成二十八年埼玉県規則第六十二号）の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後最初の報告をすべき時期は、施行日において令第三百三十八条の三に規定する昇降機等に該当することとならなかつたとした場合における当該施行日以後最初の報告をすべき時期に相当する時期とする」とする。

告 示

埼玉県告示第七百四十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県越比企地域振興センター東松山事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十八年五月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年五月九日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人萌友
- 三 代表者の氏名
高澤 征四郎
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県比企郡吉見町大字前河内三百二十番地三
- 五 定款に記載された目的
この法人は、知的障害者、高齢者及び高齢痴呆障害者に対しての生活支援及び青少年ボランティア活動の推進事業を行い、保健、医療又は福祉の増進を図り、地域社会の利益・発展に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第七百四十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十八年五月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年五月二十三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人MCAサポートセンター
- 三 代表者の氏名
渡邊 朋子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県南埼玉郡宮代町学園台二丁目十一番六号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、地域における中間支援事業を通じ、豊かな地域コミュニティ形成と社会の利益の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第七百四十二号

小川町における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成二十八年五月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

小川町	平成二十六年 度地籍簿 一冊 （一部）	腰越九 （腰越の 区）	平成二十八年 五月二十五日
調査を行つた者の名称	調査を行つた地名	果の調査を行つた地称	認証

告 示

埼玉県告示第七百四十三号

自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第三条第二号及び第三号に係る事務を次のとおり委託した。

平成二十八年五月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 受託者の名称及び所在地

株式会社ケイドリームス

東京都千代田区内神田一丁目十八番十三号

二 委託契約締結日

平成二十八年四月一日

三 委託期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第七百四十四号

自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第三条第二号及び第三号に係る事務を次のとおり委託した。

平成二十八年五月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 受託者の名称及び所在地

株式会社チャリ・ロト

東京都品川区東五反田二丁目十四番十八号

二 委託契約締結日

平成二十八年四月一日

三 委託期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第七百四十五号

自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第三条第二号及び第三号に係る事務を次のとおり委託した。

平成二十八年五月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 受託者の名称及び所在地

オッズ・パーク株式会社

東京都港区東新橋一丁目九番二号

二 委託契約締結日

平成二十八年四月一日

三 委託期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

告示

埼玉県告示第七百四十六号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成二十八年五月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 形質変更時要届出区域

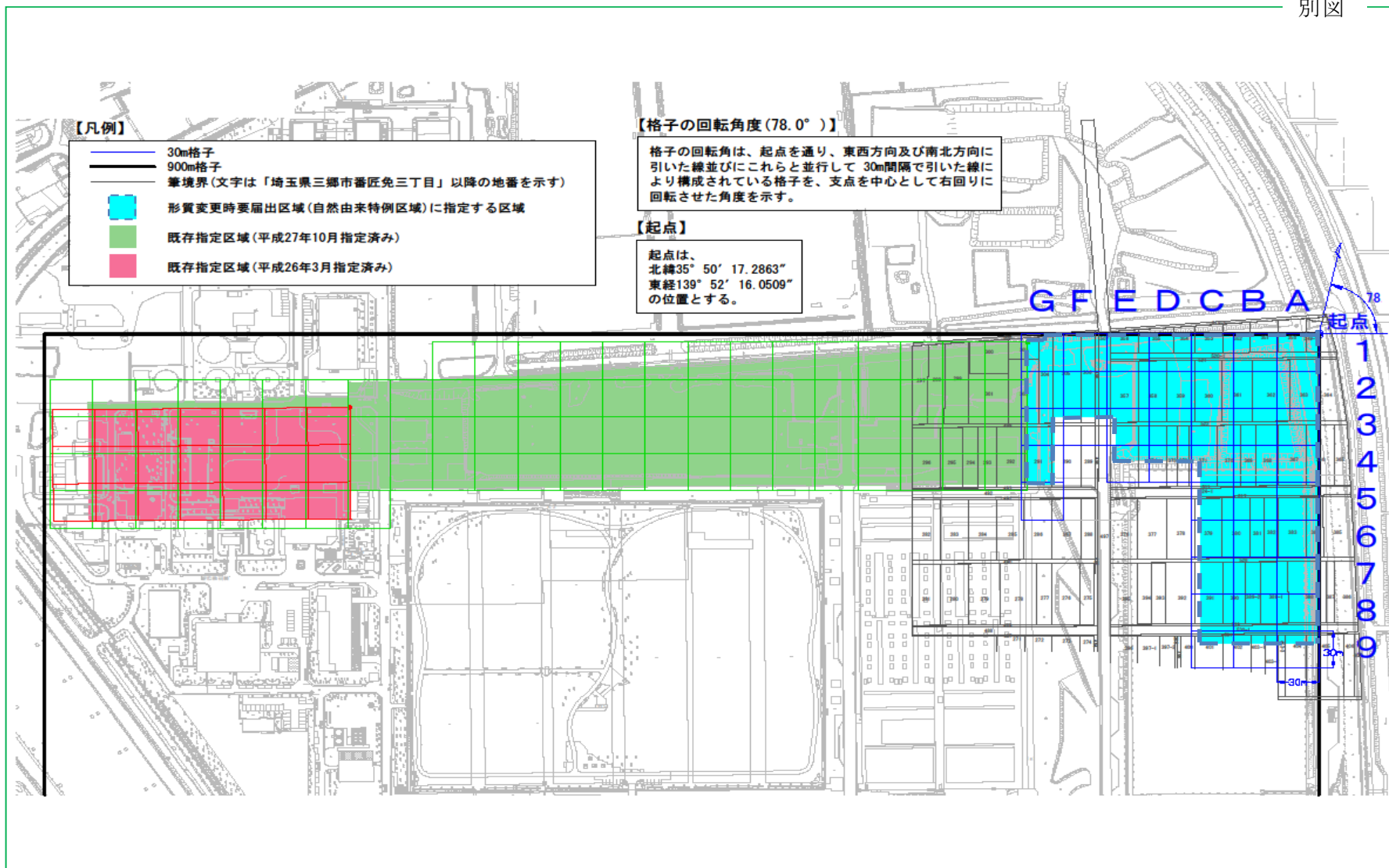
別図のとおり（埼玉県三郷市番匠免三丁目二百九十番の一部、二百九十一番の一部、三百二番の一部、三百三番の一部、三百四番の一部、三百五番の一部、三百六番の一部、三百四十九番の一部、三百五十番の一部、三百五十一番の一部、三百五十二番の一部、三百五十三番の一部、三百五十四番の一部、三百五十五番の一部、三百五十六番の一部、三百五十七番の一部、三百五十八番、三百五十九番、三百六十番、三百六十一番、三百六十二番、三百六十三番、三百六十四番の一部、三百六十六番の一部、三百六十七番、三百六十八番、三百六十九番、三百七十番、三百七十一番の一部、三百七十二番の一部、三百七十三番の一部、三百七十四番の一部、三百七十五番の一部、三百七十九番の一部、三百八十番、三百八十一番、三百八十二番、三百八十三番、三百八十四番の一部、三百八十八番の一部、三百八十九番一、三百八十九番二、三百九十番、三百九十一番の一部、四百一番の一部、四百二番の一部、四百三番一の一部、四百三番二の一部、四百三番三の一部、四百四番の一部、四百五番の一部、四百九十八番の一部、四百九十九番の一部、五百番の一部、五百七番の一部、五百二十番一の一部、五百二十一番の一部、五百二十二番の一部、五百二十三番の一部、五百二十四番一の一部、五百二十七番の一部、五百二十八番の一部、五百二十九番の一部、五百三十番一の一部、五百三十一番の一部）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物

三 土壌汚染対策法施行規則第五十八条第四項第九号に該当する区域

別図のとおり（一の区域と同じ）



告 示

埼玉県告示第七百四十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

平成二十八年五月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	有限会社 オダ薬局	うさぎ歯科 クリニック	医療法人社 団 愛友会 蓮田一心会 病院	さくらケア 訪問看護リ ハビリステ ーション	メロデー 薬局 朝霞 台店
所在地	新座市野比止 六―二四―二 一	東松山市沢口 町三〇―一三	蓮田市本町三 ―一七	行田市長野二 ―二九―三八	朝霞市北原一 ―四―四
開設者名	有限会社 田薬局 小	外丸 浩行	医療法人社団 愛友会 蓮田 一心会病院	株式会社 ルシーパ	有限会社 ズムメデイカ ル
サービスの種類	居宅療養管理指 導 介護予防居宅療 養管理指導	居宅療養管理指 導	訪問看護 訪問リハビリテ ーション 介護予防訪問看 護	訪問看護 介護予防訪問看 護	居宅療養管理指 導 介護予防居宅療 養管理指導
指定年月日	平成二十八年 四月一日	平成二十八年 三月一日	平成二十八年 四月一日	平成二十八年 二月一日	平成二十八年 六月一日

みどり調剤薬局 一の割店		みずほ薬局		フルキ薬局	
春日部市備後 東二一五 六		川口市西青木 三一〇二 一		川口市朝日三 一五二〇	
株式会社フ アーマみらい		有限会社平 成薬品		有限会社平 成薬品	
療養管理指導	介護予防居宅 指導	療養管理指導	介護予防居宅 指導	療養管理指導	介護予防居宅 指導
四月一日	平成二十八年 四月一日	五月一日	平成二十八年 五月一日	五月一日	平成二十八年 五月一日

告 示

埼玉県告示第七百四十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十八年五月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称		所在地		所在地		所在地			所在地		名称		変更事項
名称	うえん デザイナーズお うえん	所在地	おうえん訪問介 護事業所	所在地	熊谷生協ヘル パーステーショ ン	所在地	熊谷生協訪問 看護ステーショ ン	所在地	熊谷生協ケア センター	名称	やさしい手川口 居宅介護支援 事業所	変更前	川口市老人介護支 援センターやさし い手
名称	えん上赤坂 デザイナーズお うえん	所在地	狭山市上赤坂六二 九一七	所在地	熊谷市原島一〇六 六一三	所在地	熊谷市原島一〇六 六一三	所在地	熊谷市原島一〇六 六一三	名称	やさしい手川口居 宅介護支援事業所	変更後	やさしい手川口居 宅介護支援事業所
名称	えん デザイナーズお うえん	所在地	所沢市中富七五〇 一八	所在地	熊谷市上之三八五 四	所在地	熊谷市上之三八五 四	所在地	熊谷市上之三八五 四	名称	やさしい手川口居 宅介護支援事業所	サービスの 種類	居宅介護支援
通所介護	介護	訪問介護	介護 介護予防訪問 介護	訪問介護	介護 介護予防訪問 介護	訪問看護	居宅介護支援	看護 介護 介護予防訪問	居宅介護支援	居宅介護支援	居宅介護支援	居宅介護支援	居宅介護支援

告 示

埼玉県告示第七百四十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

平成二十八年五月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

セントラルライフケア ステーション川口		きらり薬局		島田クリニック			美里町地域包括支援 センター		名称
川口市南鳩ヶ谷三―一七 ―一七―一階		○ 蓮田市根金一八一三―一		行田市老里山町一―三二 柳沢ビル 一階			児玉郡美里町木部五三八 ―五		所在地
介護 介護予防通所 介護	通所介護	療養管理指導	介護予防居宅 療養管理指導	居宅療養管理 指導	介護予防居宅 療養管理指導	介護予防訪問 看護	訪問看護	居宅療養管理 指導	サービスの種類
平成二十八年 三月三十一日		平成二十八年 四月三十日		平成二十八年 三月三十一日			平成二十八年 三月三十一日		廃止年月日

告 示

埼玉県告示第七百五十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施設を担当する機関として、次の者を指定した。

平成二十八年五月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名称	開設者名	所在地	指定年月日
医療法人社団 陽 命会 わらび小児 科と皮ふ科のクリ ニック	医療法人社団 陽命会	八 所沢市美原町一―二 九二七―二 ファイン ライフ新所沢一〇四	平成二十八年四 月一日
紫苑婦人科クリニ ック	今井 加納子	八潮市大瀬六―一― 六 B i V i 八潮一階 C	平成二十八年五 月一日
八潮駅前ひぐちク リニック	樋口 奈緒	桶川市下日出谷西三 ―三―四	平成二十八年四 月一日
桶川日出谷診療所	笠原 英司	桶川市上早見四―八 ―一	平成二十八年四 月一日
一般社団法人 巨 樹の会 新久喜総 合病院	一般社団法人 巨樹の会	久喜市吉羽一―二八 ―二三	平成二十八年四 月一日
よしば診療所	医療法人社団 めぐみ	ふじみ野市清見一―二 ―一四	平成二十八年五 月一日
ふじみ野血管外 科・内科クリニッ ク	長 伸介	川口市弥平二―一八 ―八	平成二十八年四 月一日
めぐみクリニック	長野 真		
社会医療法人 至 仁会 日高日生病 院	社会医療法人 至仁会	日高市高萩一六一九	平成二十八年四 月一日

カネミ薬局	スギ薬局 熊谷株式会社 箱田店	ワイエス薬局	いぬい歯科	医療法人社団 マリア会 和光 歯科医院	鷹嘴歯科医院	中村歯科	内科・消化器クリ ニック	医療法人 松本 内科・消化器クリ ニック	まるクリニック	メデイカルハブク リニック	藤田診療所
ミ 有限会社 カネ	薬局 スギ	有限会社 以知	乾 洋介	医療法人社団 マリア会	鷹嘴 裕子	中村 泰司	ニック	丸山 善治郎	瀧澤 圭	宮城 陽太郎	
五 一 一 七	熊谷市箱田一―一四― 一 ヤオコー熊谷箱田 店二階	八潮市大瀬六―九―八 エスタシオンTY―F	狭山市入間川一四八六 一―	一― MTCビル六階	四 川口市朝日六―一―一 四	蕨市錦町四―七―三	坂戸市溝端町八―一	草加市草加一―一八― 一二 二階	一―一 草加市金明町五一六―	五 五 一 一 四	比企郡川島町下伊草一
十五 日	平成二十八年四月 一日	平成二十八年三月 一日	平成二十八年五月 一日	平成二十八年四月 一日	平成二十八年四月 一日	平成二十八年五月 一日	平成二十八年四月 一日	平成二十八年四月 一日	平成二十八年四月 八日	平成二十八年五月 一日	

早川 暁啓	氏名	住所	
院 骨院上落合	名称	施術所	
	所在地	指定年月日	
はつとりは り・きゆう接 さいたま市中央区上 落合三ー一〇ー二 ー一〇ー一	平成二十八年四月一日		

二 指定施術機関

尾 訪問看護ステーション デューン上	株式会社 N・フィ ールド	さいたま市柏座一ー二一 二〇 天沼ビル一階	平成二十八年五月一日
彩訪問看護リハビリ ステーション	株式会社 W i l l A g e	蕨市北町一ー四一ー一九 ビレッタG A一〇六	平成二十八年四月一日
アルファケア訪問 看護リハビリステ ーション	株式会社 アルフ アメディック	行田市門井町三ー一九 一七	平成二十八年五月一日
樹の会 新久喜総 合病院訪問看護ス テーション	一般社団法人 巨 樹の会	久喜市上早見四一八一 一	平成二十八年四月一日
あんず薬局蓮田店	株式会社 ウィー ズ・ジョイ	蓮田市東一ー一ー一九	平成二十八年四月一日
ぽかぽか薬局	有限会社 T K フ アクトリー	本庄市一二一六ー三	平成二十八年五月一日

平石 由実	波田野 清	樋口 利一	太 五十嵐 亮	中村 真梧	川尻 裕志	佐藤 礼樹	遠田 光介
めぐり治療院	波田野接骨院	すこやか整骨院	いがらし整骨院	みどり町接骨院	ファミリア整骨院	さくら接骨院	すこやか整骨院
三 グ セ ン タ ー ー 〇	茨城県つくば市 並木四一四一二 並木ショッピン グ セ ン タ ー ー 〇	草加市金明町三 七八一五	東松山市箭弓町 二一三一二 野口ビル一F	所沢市緑町二一 六一一五 第二 K I ビ ル 一 階	F 東京都足立区六 町四一六一一 エフシー六町一 一 日	新座市新座二一 二一	草加市金明町三 七八一五
一 日	平成二十八年四月 二十三日	平成二十八年四月 二十日	平成二十八年四月 二十一日	平成二十八年五月 一日	平成二十八年五月 一日	平成二十八年四月 二十一日	平成二十八年四月 二十日

子津留 奈穂	長山 光一	大谷 葵	岩崎 将和	渡邊 昌美	高島 匠
サージ院熊谷	訪問マッサージさくら	サージ院	訪問マッサージなごみ	藤川鍼灸接骨院	訪問医療マッサージ K E i R O W 上尾ステーション
熊谷市中央二丁目 四五―一〇三	大里郡寄居町鉢形 九九三―五	さいたま市桜区 西堀八―一四― 二三	所沢市青葉台一 二八八―三 青 葉台ハイツ二〇― 二	朝霞市本町三丁目 四―八	上尾市原新町一丁目 九―一―F
平成二十八年五月 十六日	平成二十八年五月 一日	平成二十八年四月 十五日	平成二十八年五月 一日	平成二十八年五月 一日	平成二十八年四月 一日

告 示

埼玉県告示第七百五十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり廃止の届出があつた。

平成二十八年五月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
日生病院	日高市高萩一六一九	平成二十八年三月三十一日
医療法人社団 マリア 会 和光歯科医院	和光市丸山台一〇〇一 TCビル三階 M	平成二十八年三月三十一日
あおい薬局 入曾店	狭山市南入曾五五三一一	平成二十七年十月三十一日
よしば診療所	久喜市吉羽一―二八―二三	平成二十八年三月三十一日
医療法人 K・N・C 桶川日出谷診療所	桶川市下日出谷西三―三―四	平成二十八年三月三十一日
埼玉県厚生農業協同組合連合会 久喜総合病院	久喜市上早見四一八―一	平成二十八年三月三十一日
きらり薬局	蓮田市根金一八一三―一〇	平成二十八年四月三十日
埼玉県厚生連 久喜総合病院訪問看護ステーション	久喜市上早見四一八―一	平成二十八年三月三十一日
医療法人 松本内科・消化器クリニック	坂戸市溝端町八一九 第八増尾ビルF	平成二十八年三月三十一日
まるクリニック	草加市住吉一―一三―四〇 ミレハイツ一〇五 ス	平成二十八年三月三十一日
安達歯科クリニック	春日部市栄町一―三二九	平成二十八年四月二十八日
カネミ薬局	比企郡小川町大塚一―一五〇―一	平成二十八年四月十四日

河西外科脳神経外科	島田クリニック
川口市弥平二一八八	行田市壺里山町一三二柳沢ビルF
平成二十八年三月三十一日	平成二十八年三月三十一日

二 指定施術機関

氏名	佐間田 孝	熊倉 勝久
住所		
施 術 所	名称	株式会社 東京在宅サ ービス 埼 玉事業所
	所在地	さいたま市大宮区桜 木町一三八九一 七 こんのビル三F
廃止年月日	平成二十八年三月三十一日	平成二十八年五月十一日

告 示

埼玉県告示第七百五十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり休止の届出があった。

平成二十八年五月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名 称	所在地	休止年月日
医療法人 慈桜会 瀬戸病院附属西所沢クリニック	所沢市西所沢一―一二―三―三〇一	平成二十八年七月七日

告示

埼玉県告示第七百五十三号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を認可したので、同条第五項の規定により次のとおり公告する。

平成二十八年五月三十一日

埼玉県知事 上田清司

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所	所在地	面積（平方メートル）
熱田 幸作	埼玉県熊谷市中奈良千九百二十七番地	埼玉県熊谷市中奈良字葉草四百六番 ほか一筆	六、九〇九
泉 二良	埼玉県熊谷市下奈良千五百三十五番地一	埼玉県熊谷市中奈良字牛沼三百七十三番	五、〇五四
株式会社太陽フ アーム奈良	埼玉県熊谷市下奈良五百五十二番地三	埼玉県熊谷市下奈良字原巽二十二番 ほか七筆	二二、三三七
塚田 修	埼玉県熊谷市西野三百五十四番地一	埼玉県熊谷市下奈良字中妻北千二百五十九番一ほか一筆	五、七七九
農事組合法人小 原営農	埼玉県熊谷市小江川二千八十七番地七	埼玉県熊谷市小江川字北田千八百十三番一ほか三十八筆	四三、三六四
松村 捷夫	埼玉県熊谷市下奈良千四百七十三番地一	埼玉県熊谷市下奈良字葉草西千五百九十九番ほか五筆	一四、二三〇
松本 和市	埼玉県熊谷市下奈良千五百十一番地	埼玉県熊谷市中奈良字牛沼三百五十九番ほか二筆	五、四一八
新井 利雄	埼玉県秩父市下吉田七千四百四十三番地	埼玉県秩父市下吉田字市場広瀬七千八百八十九番ほか一筆	二、三〇〇

飯塚 輝雄	飯塚 隆	飯塚 準一	飯塚 賢一	飯塚 朝香	新井 良治	新井 甚助	新井 重信	橋本 早苗	小川 保夫	有限会社モリシ ゲ物産	株式会社龍勢の 町よしだ
埼玉県羽生市大字 尾崎九百四十六番 地	埼玉県羽生市大字 尾崎七百二番地一	埼玉県羽生市大字 尾崎七百四十四番 地	埼玉県羽生市大字 尾崎九百五十一番 地	埼玉県羽生市大字 尾崎七百四十四番 地	埼玉県羽生市大字 尾崎九十五番地	埼玉県羽生市大字 中手子林五百七十 七番地	埼玉県羽生市大字 中手子林七百四十 三番地	埼玉県加須市戸室 千二百四十九番地	埼玉県加須市中種 足六百九十一番地 一	埼玉県さいたま市 大宮区桜木町二丁 目百八十二番地の 二	埼玉県秩父市上吉 地 田千七百六十三番
埼玉県羽生市大字 尾崎字杉下二百七 十九番ほか六筆	埼玉県羽生市大字 尾崎字杉下二百九 十六番一ほか二十 二筆	埼玉県羽生市大字 尾崎字鶴指百二十 四番ほか三筆	埼玉県羽生市大字 尾崎字中尾崎四百 三十五番ほか一筆	埼玉県羽生市大字 尾崎字杉下二百八 十番	埼玉県羽生市大字 尾崎字鶴指百三十 番ほか二筆	埼玉県羽生市大字 中手子林字小沼五 百五十六番ほか三 筆	埼玉県羽生市大字 中手子林字小沼五 百四十一番一	埼玉県加須市戸室 字一番五番一ほか 三十三筆	埼玉県加須市下種 足字中島二百番ほ か三十四筆	埼玉県秩父市下吉 田字市場広瀬七千 七百四十八番ほか 二十二筆	埼玉県秩父市下吉 田字暮坪九千四百 三十四番
六、一七一	一一、〇二一	二、九九四	五四一	五九八	二、九九四	二、〇七四	三九六	二五、三二八	三〇、〇七一	三三、七三一	四、八九二

岡戸 克眞	大和田 重夫	大山 榮一	大塚 求	大門 代治	江森 布治	江森 勉	今成 勉	井上 英	井上 茂	井上 栄	石田 貞代
埼玉県羽生市大字 下子林二千二百 四十番地	埼玉県羽生市大字 上手子林九百六十 番地	埼玉県羽生市大字 発戸千七百七十四番 地	埼玉県加須市久下 六丁目八番地七	埼玉県羽生市大字 中子林百四十五 番地	埼玉県羽生市大字 尾崎七百五十九番 地	埼玉県羽生市大字 下子林二千二百 七十九番地	埼玉県羽生市大字 中子林六百二番 地	埼玉県羽生市大字 中子林六百十七 番地	埼玉県羽生市大字 中子林六百二十 五番地	埼玉県羽生市大字 中子林六百二十 七番地	埼玉県羽生市大字 上手子林八百三十 六番地
埼玉県羽生市大字 上手子林字大谷千 六百二十三番ほか 三筆	埼玉県羽生市大字 上手子林字大谷千 五百七十三番一ほ か三十六筆	埼玉県羽生市大字 尾崎字杉下二百九 十五番一ほか一筆	埼玉県羽生市大字 上手子林字大谷千 五百九十二番一ほ か十筆	埼玉県羽生市大字 上手子林字大谷千 六百十三番ほか十 四筆	埼玉県羽生市大字 尾崎字反り八反二 百十三番一ほか十 一筆	埼玉県羽生市大字 上手子林字大谷千 五百八十九番一ほ か六十九筆	埼玉県羽生市大字 北荻島字高橋九百 番一ほか二十一筆	埼玉県羽生市大字 北荻島字高橋九百 七番ほか十一筆	埼玉県羽生市大字 北荻島字高橋九百 三番一ほか六筆	埼玉県羽生市大字 中子林字小沼五 百四十八番ほか七 筆	埼玉県羽生市大字 上手子林字辻六百 四十二番一ほか十 四筆
二、五二一	一〇、一五一	三九五	七、六四六	六、三二〇	六、三七〇	二一、〇八四	八、八四〇	一三、四五五	五、二二四	二、七二六	四、二八八

黒田 清光	黒田 一雄	木田 雅二郎	木田 悟	木田 勝士	亀山 松雄	金子 秀也	金子 静治	片山 晃	小澤 律夫	岡戸 儀芳	岡戸 國彦
埼玉県羽生市大字 尾崎六百十番地一	埼玉県羽生市大字 尾崎九百三十一番 地	埼玉県羽生市大字 中手子林六百十二 番地三	埼玉県羽生市大字 中手子林六百二十 一番地	埼玉県羽生市大字 中手子林六百十六 番地一	埼玉県羽生市大字 下手子林二千零八 十七番地	埼玉県羽生市大字 尾崎四百四十五番 地	埼玉県羽生市大字 上手子林千二百六 十九番地	埼玉県羽生市大字 中手子林六百六十 一番地一	埼玉県羽生市大字 尾崎四百八十七番 地二	埼玉県羽生市大字 下手子林二千四百 九十八番地	埼玉県羽生市大字 下手子林二千二百 六十七番地
埼玉県羽生市大字 尾崎字鶴指百八十 四番一ほか三筆	埼玉県羽生市大字 尾崎字杉下二百七 十四番ほか五筆	埼玉県羽生市大字 下手子林字北耕地 二千四百九十四番 一ほか二十三筆	埼玉県羽生市大字 中手子林字小沼四 百七十八番一ほか 七筆	埼玉県羽生市大字 北荻島字高橋八百 九十九番一ほか二 筆	埼玉県羽生市大字 中手子林字八反百 六十四番一	埼玉県羽生市大字 尾崎字杉下二百七 十二番一ほか三筆	埼玉県羽生市大字 上手子林字神明千 三百三十五番一ほ か十七筆	埼玉県羽生市大字 上手小林字大谷千 五百八十二番二ほ か四筆	埼玉県羽生市大字 尾崎字杉下二百九 十一番ほか八筆	埼玉県羽生市大字 上手子林字大谷千 六百十九番ほか二 十二筆	埼玉県羽生市大字 上手子林字大谷千 六百四十三番
四、二二二	五、五八八	七、九四九	三、七一一	二、五五六	一、〇六〇	二、九六〇	七、二六四	二、四一六	四、六三五	一〇、七〇〇	六五〇

鈴木 幸子	島村 侑也	塩田 洲昭	齋藤 安雄	齋藤 貞男	近藤 元吉	近藤 秀雄	小林 清一	小島 博	小島 敏夫	小暮 道子	小暮 征三
埼玉県羽生市大字 藤井上組千四十四番 地	埼玉県羽生市大字 中手子林千四十九 番地二	埼玉県羽生市大字 中手子林百九十四 番地	埼玉県羽生市大字 中手子林六百二十 八番地	埼玉県羽生市大字 中手子林六百二十 九番地	埼玉県羽生市大字 下手子林二千六百 四十八番地	埼玉県羽生市大字 下手子林二千六百 二十九番地	埼玉県羽生市大字 尾崎七百三十二番 地い号	埼玉県羽生市大字 中手子林百六十八 番地四	埼玉県羽生市大字 中手子林八百八十 四番地	埼玉県羽生市大字 下手子林二千五百 三十一番地	埼玉県羽生市大字 中手子林千三十一 番地
埼玉県羽生市大字 尾崎字鶴指百五番 ほか二筆	埼玉県羽生市大字 中手子林字八幡前 千三十八番ほか十 七筆	埼玉県羽生市大字 中手子林字小沼四 百六十七番ほか八 筆	埼玉県羽生市大字 北荻島字高橋九百 四番ほか二筆	埼玉県羽生市大字 中手子林字小沼四 百八十七番一ほか 五筆	埼玉県羽生市大字 上手子林字大谷千 五百八十三番ほか 十六筆	埼玉県羽生市大字 上手子林字新田千 百七十八番二ほか 二十六筆	埼玉県羽生市大字 尾崎字中尾崎四百 四十三番ほか三筆	埼玉県羽生市大字 中手子林字八反二 百八十九番	埼玉県羽生市大字 中手子林字八反百 二十五番ほか二筆	埼玉県羽生市大字 上手子林字大谷千 六百二十番ほか七 十一筆	埼玉県羽生市大字 中手子林字八幡前 千六十三番一ほか 十一筆
五、〇二六	七、六四三	四、九七二	六、六七九	二、五六二	一、八七〇	一四、六三八	一、八九二	六一二	二、五四二	一五、九七二	七、〇八九

鳥海 正春	鳥海 忠	鳥海 進司	戸山 泰一	田沼 恒春	田沼 一夫	田口 勇	田島 哲雄	田島 清次	須山 知延	須永 久夫	鈴木 茂
地 埼玉県羽生市大字 尾崎四百七十七番	埼玉県羽生市大字 尾崎二十四番地	埼玉県羽生市大字 尾崎四百七十番地	埼玉県羽生市大字 下手子林千三番地	埼玉県羽生市大字 稲子千二百二十二 番地	地 埼玉県羽生市大字 尾崎七百七十五番	埼玉県羽生市大字 尾崎五百三十番地	埼玉県羽生市大字 中手子林百十番地	東京都板橋区新河 岸二丁目二十一番 十五号	埼玉県羽生市大字 中手子林百四十六 番地口	埼玉県羽生市大字 尾崎四百八十九番 地三	埼玉県羽生市大字 尾崎三十五番地一
埼玉県羽生市大字 尾崎字杉下二百七 十八番ほか四筆	埼玉県羽生市大字 尾崎字鶴指百三十 四番ほか九筆	埼玉県羽生市大字 尾崎字杉下三百七 番一ほか四筆	埼玉県羽生市大字 上手子林字大谷千 五百七十四番一ほ か四十七筆	埼玉県羽生市大字 尾崎字反り八反二 百二十九番ほか六 筆	埼玉県羽生市大字 尾崎字反り八反二 百一番一ほか八筆	埼玉県羽生市大字 尾崎字中尾崎四百 五十四番ほか二筆	埼玉県羽生市大字 上手子林字大谷千 六百三十一番ほか 二十筆	埼玉県羽生市大字 中手子林字八反百 三十六番一ほか二 筆	埼玉県羽生市大字 上手子林字大谷千 六百十五番ほか十 八筆	埼玉県羽生市大字 尾崎字中尾崎四百 九十番	埼玉県羽生市大字 尾崎字鶴指百五十 番一ほか二筆
二、八〇八	七、三九九	一、五七一	一六、一四八	四、三四七	四、八九九	二五一	七、四〇九	一、〇五一	九、一一九	四二九	二、二三三

濱野 一郎	長谷川 良勇	萩原 丈夫	萩原 孝夫	萩原 堅治	野口 才市	根岸 文男	根岸 勤	中村 勤	長澤 耕次	長澤 賢一	長澤 栄一
埼玉県羽生市大字 町屋六百五十六番 地	埼玉県羽生市大字 中手子林五百九十 番地一	埼玉県羽生市大字 尾崎九百八番地	埼玉県羽生市大字 尾崎九百四十番地	埼玉県羽生市大字 尾崎八百四十四番 地	埼玉県羽生市大字 中手子林九百六十 五番地	埼玉県羽生市大字 下手子林二千四百 二十四番地	埼玉県羽生市大字 上手子林千五番地	埼玉県羽生市大字 尾崎七百七十二番 地	埼玉県羽生市大字 尾崎二百七十番地	埼玉県羽生市大字 下手子林二千三百 二十五番地	埼玉県羽生市大字 尾崎五百八十五番 地
埼玉県羽生市大字 上手子林字大谷千 五百七十九番一ほ か四十五筆	埼玉県羽生市大字 中手子林字小沼四 百六十九番ほか九 筆	埼玉県羽生市大字 尾崎字中尾崎四百 十三番ほか三筆	埼玉県羽生市大字 尾崎字杉下二百六 十七番ほか十四筆	埼玉県羽生市大字 尾崎字杉下二百六 十五番ほか五筆	埼玉県羽生市大字 上手子林字大谷千 六百五番ほか八筆	埼玉県羽生市大字 上手子林字大谷千 五百八十七番ほか 七十三筆	埼玉県羽生市大字 上手子林字大谷千 五百八十八番ほか 七十五筆	埼玉県羽生市大字 尾崎字反り八反二 百四十一番	埼玉県羽生市大字 尾崎字杉下二百五 十七番ほか六十五 筆	埼玉県羽生市大字 下手子林字北耕地 二千五百十九番一 ほか十九筆	埼玉県羽生市大字 尾崎字反り八反百 八十八番一ほか七 筆
二三、 四〇九	四、 二〇六	七〇二	九、 五三二	四、 四五〇	一、 六八二	一八、 七一六	二五、 八四一	五三五	五二、 五六一	四、 三八五	五、 九八九

町田 皇子	町田 淳	町田 好一郎	増田 博俊	増田 利夫	増田 晃三	増田 健治	増田 恵三	間篠 良行	間篠 一雅	平井 清一	原田 庫治
埼玉県羽生市大字 上手子林千二百二 十番地	埼玉県越谷市東大 沢四丁目二十三番 地十三号サンフラ ワーマンションA 二百二	埼玉県羽生市大字 上手子林四百九十 六番地	埼玉県羽生市大字 下手子林二千三十 九番地	埼玉県羽生市大字 中手子林百五十九 番地五	埼玉県羽生市大字 下手子林二千三百 十四番地一	埼玉県羽生市大字 中手子林二百三十 七番地	埼玉県羽生市大字 町屋百三十番地六	埼玉県羽生市大字 中手子林千三百二 十一番地	埼玉県羽生市大字 中手子林千八十三 番地	埼玉県羽生市大字 上手子林五百四十 三番地二	埼玉県羽生市大字 下手子林千九百八 十七番地
埼玉県羽生市大字 上手子林字神明千 三百二十七番二ほ か十六筆	埼玉県羽生市大字 上手子林字辻六百 五十五番一ほか十 八筆	埼玉県羽生市大字 上手子林字神明千 三百二十一番一ほ か十二筆	埼玉県羽生市大字 上手子林字大谷千 六百十四番ほか八 筆	埼玉県羽生市大字 上手子林字大谷千 六百五番ほか三十 四筆	埼玉県羽生市大字 上手子林字新田千 百七十八番二ほか 十筆	埼玉県羽生市大字 上手子林字大谷千 五百九十番ほか十 一筆	埼玉県羽生市大字 上手子林字大谷千 六百二十番ほか百 三十六筆	埼玉県羽生市大字 上手子林字大谷千 五百七十三番一ほ か四百五筆	埼玉県羽生市大字 上手子林字大谷千 五百七十三番一ほ か二百七十四筆	埼玉県羽生市大字 上手子林字神明千 三百二十番一ほか 二筆	埼玉県羽生市大字 上手子林字大谷千 六百二番ほか三十 九筆
六、〇一五	一〇、三九一	七、八七一	五、四一〇	三〇、一九八	三、五〇七	五、一九二	三三、一五一	一六六、七六五	九五、七三六	一、四三二	二一、一六五

有限会社神扇農業機械化センタ	若山 実	吉田 富男	吉岡 憲一	山田 和男	山下 博之	山下 直助	山崎 信一	山崎 克巳	森屋 茂子	松本 成弘	松村 勝市
埼玉県幸手市大字神扇千五百七十番地	埼玉県羽生市大字下手子林二千四百五十九番地	埼玉県羽生市大字尾崎六百八番地一	埼玉県羽生市大字上手子林八百五十六番地	福島県双葉郡双葉町大字山田字北田百四十八番地	埼玉県羽生市大字尾崎六百九十六番地一	埼玉県羽生市大字尾崎七百六十一番地	埼玉県羽生市大字尾崎八百七十三番地	埼玉県羽生市大字尾崎八百七十二番地	東京都江戸川区西瑞江四丁目十六番地	埼玉県羽生市大字上手子林千九十七番地	埼玉県羽生市大字中手子林二百二番地
埼玉県幸手市平須賀一丁目百十四番ほか十四筆	埼玉県羽生市大字上手子林字辻七百五十一番ほか七筆	埼玉県羽生市大字尾崎字杉下二百八十二番ほか七筆	埼玉県羽生市大字上手子林字辻七百八十九番一ほか十三筆	埼玉県羽生市大字上手子林字辻七百九十八番ほか十八筆	埼玉県羽生市大字尾崎字杉下二百七十一番一ほか八筆	埼玉県羽生市大字尾崎字杉下二百五十九番一ほか三十三筆	埼玉県羽生市大字尾崎字杉下二百六十一番ほか六筆	埼玉県羽生市大字尾崎字杉下二百六十四番ほか十筆	埼玉県羽生市大字中手子林字小沼五百三番	埼玉県羽生市大字上手子林字大谷千五百七十七番一ほか五十九筆	埼玉県羽生市大字中手子林字小沼五百四十七番一ほか六筆
二六、四四四	三、〇三〇	五、一四四	三、九九七	九、一七五	四、七六六	二四、五四九	五、〇〇五	五、九三八	八六七	一八、四一八	三、四七一

梅澤 功	森田 義政	森田 克未	新島 勝利	長島 博	特定非営利活動 法人大地の郷	杉田 金三郎	杉崎 行央	小島 太郎	小池 貴史	金子 正夫	立原 司朗
埼玉県大里郡寄居 町大字今市七百十 番地	埼玉県東松山市大 字大谷二千九百五 十三番地	埼玉県比企郡吉見 町大字久米田九百 三十二番地	埼玉県比企郡吉見 町大字南吉見千四 百七十四番地	埼玉県比企郡吉見 町大字久保田七百 三十二番地	埼玉県比企郡吉見 町大字久保田四百 四十五番地三	埼玉県比企郡吉見 町大字南吉見千六 百七十五番地	埼玉県比企郡吉見 町大字北吉見五百 二十七番地	埼玉県比企郡吉見 町大字久米田六百 九十番地	埼玉県比企郡吉見 町大字南吉見千五 百二十八番地	埼玉県比企郡吉見 町大字南吉見千四 百五十番地	埼玉県吉川市皿沼 一丁目百五番地
埼玉県大里郡寄居 町大字赤浜字後塚 田二千十七番一	埼玉県比企郡吉見 町大字西吉見八十 番ほか二十二筆	埼玉県比企郡吉見 町大字久米田字一 ノ耕地百七番ほか 一筆	埼玉県比企郡吉見 町大字西吉見百九 十八番ほか十一筆	埼玉県比企郡吉見 町大字西吉見三百 四十七番	埼玉県比企郡吉見 町大字久米田字二 ノ耕地二百八十二 番	埼玉県比企郡吉見 町大字西吉見二百 三十八番ほか四筆	埼玉県比企郡吉見 町大字西吉見九十 九番ほか五筆	埼玉県比企郡吉見 地町大字久米田字 一ノ耕地八十五番	埼玉県比企郡吉見 町大字西吉見二百 十番ほか十五筆	埼玉県比企郡吉見 町大字西吉見三百 二番	埼玉県吉川市大字 鹿見塚字前二百二 番二ほか四筆
一、六〇三	六七、五四二	四、三六〇	三七、一二四	二、二六〇	二、二五一	一二、〇一二	二三、五九一	四、六二五	三七、八八六	五、四一六	二、六九九

大澤 守男	埼玉県大里郡寄居町大字赤浜千六百七十八番地一	埼玉県大里郡寄居町大字赤浜字後塚一筆	一、六五八
株式会社ヤオコ	埼玉県川越市脇田本町一番地五	埼玉県大里郡寄居町大字赤浜字後塚田千九百四十八番	三、一三九

二 認可年月日

平成二十八年五月二十六日

告 示

埼玉県告示第七百五十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により公告する。

平成二十八年五月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 組合の名称

西吉見南部土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成二十四年七月十七日から

平成二十九年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県比企郡吉見町大字西吉見の一部及び大字南吉見字永腐裏の全部

四 事務所の所在地

埼玉県比企郡吉見町大字下細谷四百十一番地

五 設立認可の年月日

平成二十四年七月十七日

六 変更認可の年月日

平成二十八年五月三十一日

告 示

埼玉県告示第七百五十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年五月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び予定数量

「埼玉県議会だより」新聞折り込み及び配布業務 2,225,350部×4回

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県議会事務局政策調査課広報担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成28年4月4日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社埼玉新聞社 埼玉県さいたま市北区吉野町2丁目282番地3

5 落札金額

52,009,099円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成28年2月2日

告 示

埼玉県告示第七百五十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年五月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県議会テレビ番組等制作・放送業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県議会事務局政策調査課広報担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成28年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社テレビ埼玉 埼玉県さいたま市浦和区常盤6丁目36番4号
- 5 契約金額
121,436,280円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号に該当

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年五月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年五月三十一日

埼玉県北本県土整備事務所長 久保田 浩 二

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 加須鴻巣線
- 三 道路の区域

旧 B	新 A	旧 A	旧 新 別
鴻巣市笠原字永井戸一五〇二番一 地先から同市上谷字下川面八三六 番一地先まで	一地先まで	鴻巣市笠原字永井戸一三五一番七 地先から同市上谷字砂場八三一番 一地先まで	区 間
一〇・三〇から一三・六八	一一・二一から一三・〇二	七・八三から一一・五五	敷地の幅員 (メートル)
九一・八八	一三一・一七		延長 (メートル)
平成二十五年五月二十八日付け埼玉県北本県土整備事務所長告示第六号で設置した迂回路の撤去及び歩道整備によるものである。			備 考

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年五月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年五月三十一日

埼玉県北本県土整備事務所長 久保田 浩 二

加須鴻巣線	路線名
鴻巣市笠原字永井戸一三五一番七 地先から同市上谷字砂場八三一番 一地先まで	供用開始の区間
平成二十八年五月三十一日	供用開始の期日
延長一三一・一七メートル	備考

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年五月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年五月三十一日

埼玉県東松山県土整備事務所長 森 田 好 一

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 菅谷寄居線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
三二三番一地先まで	比企郡小川町大字中爪字榎戸 五九四番一地先から	区 間
一三・七〇〃 一九・六三	七・九九〃 一四・〇〇	敷地の幅員 (メートル)
九三一・〇〇		延 長 (メートル)
自転車歩行者道整備工事		備 考

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年五月三十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

一 許可番号

平成二十八年二月四日

指令川建セ第二七〇〇一九一号

二 検査済証番号

平成二十八年五月二十七日

川建セ第二八〇〇〇八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字小用字大平四百四十六番七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県入間郡毛呂山町目白台三丁目十九番地六

池澤 弘敏

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年五月三十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

一 許可番号

平成二十八年一月二十日

指令川建セ第二七〇〇七九〇号

二 検査済証番号

平成二十八年五月二十七日

川建セ第二八〇〇〇九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県入間郡越生町上野東二丁目十三番六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県入間郡越生町大字上野八番地

滝澤 千代

告 示

埼玉県病院事業告示第十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年五月三十一日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県立循環器・呼吸器病センター医療情報システム運用管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県立循環器・呼吸器病センター事務局業務部医事・経営担当
埼玉県熊谷市板井1696番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成28年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
亀田医療情報株式会社
東京都千代田区麴町4丁目8番地 麴町クリスタルシティ東館7階
- 5 契約金額
93,610,080円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当

告 示

埼玉県病院事業告示第二十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十八年五月三十一日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 調達内容

(1) 購入案件名及び数量

閉鎖型保育器 14台

(2) 購入案件の仕様等

仕様書及び入札説明書による。

(3) 納入期限

平成28年12月27日

(4) 納入場所

埼玉県さいたま市中央区新都心1番地2

埼玉県立小児医療センター新病院

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る。）又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成26年埼玉県告示第1096号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第39条の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業の許可

を受けている者であること。

3 入札書等の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書等を郵送又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに入札説明書の問合せ先

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号

埼玉県病院局経営管理課 入札担当 大中・松丸

電話048-830-5988（直通） ファクシミリ048-830-4905

- (2) 入札説明書で求めるその他の提出資料（提案書）の提出場所及び仕様書の問合せ先

〒339-8551 埼玉県さいたま市岩槻区馬込2100番地

小児医療センター建設課 運営担当（小児医療センター駐在） 松永

電話048-758-1852 ファクシミリ048-758-1880

- (3) 仕様書及び入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること)。

- (4) 入札説明会の有無

無

- (5) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認結果通知期限（入札説明書に記載）から平成28年7月12日 午前10時20分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年7月11日 午後5時まで
上記期限内必着。郵送の場合は書留郵便によること。

- (6) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成28年7月12日 午前10時30分

開札への立会いは不要とする。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約希望金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す必要な申請書類等を平成28年6月24日午後5時までにそれぞれ指定する場所に提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成14年病院事業管理規程第9号）第9条の規定に該当する入札書

エ その他入札説明書に記載された無効要件に該当するもの

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

前記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成28年6月6日までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ

提出し、必要な資格を取得すること。

(9) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Closed type incubator

(2) Time-limit for tender:

10:20 a.m., July 12, 2016 (bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m., July 11, 2016)

(3) Contact Information:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,
Saitama Prefectural Government, Takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-0063 Japan
Telephone: 048-830-5988

告 示

埼玉県病院事業告示第二十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十八年五月三十一日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 調達内容

(1) 購入案件名及び数量

実験台（検査用作業台） 一式

(2) 購入案件の仕様等

仕様書及び入札説明書による。

(3) 納入期限

平成28年12月27日

(4) 納入場所

埼玉県さいたま市中央区新都心1番地2

埼玉県立小児医療センター新病院

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る。）又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成26年埼玉県告示第1096号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

3 入札書等の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書等を郵送又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、

入札説明書及び仕様書の交付場所並びに入札説明書の問合せ先

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号

埼玉県病院局経営管理課 入札担当 大中・松丸

電話048-830-5988（直通） ファクシミリ048-830-4905

- (2) 入札説明書で求めるその他の提出資料（提案書）の提出場所及び仕様書の問合せ先

〒339-8551 埼玉県さいたま市岩槻区馬込2100番地

小児医療センター建設課 運営担当（小児医療センター駐在） 榎本

電話048-758-1852 ファクシミリ048-758-1880

- (3) 仕様書及び入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること)。

- (4) 入札説明会の有無

無

- (5) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認結果通知期限（入札説明書に記載）から平成28年7月12日 午前10時40分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年7月11日 午後5時まで
上記期限内必着。郵送の場合は書留郵便によること。

- (6) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成28年7月12日 午前10時50分

開札への立会いは不要とする。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約希望金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14

年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。)第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す必要な申請書類等を平成28年6月24日午後5時までにそれぞれ指定する場所に提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成14年病院事業管理規程第9号)第9条の規定に該当する入札書

エ その他入札説明書に記載された無効要件に該当するもの

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

前記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成28年6月6日までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ提出し、必要な資格を取得すること。

(9) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者

に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Laboratory table(work top for inspection)

(2) Time-limit for tender:

10:40 a.m., July 12, 2016 (bidding by registered mail must be received
by 5:00 p.m., July 11, 2016)

(3) Contact Information:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,
Saitama Prefectural Government, Takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-0063 Japan
Telephone: 048-830-5988

告 示

埼玉県病院事業告示第二十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十八年五月三十一日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 調達内容

(1) 購入案件名及び数量

注射薬自動払出装置 一式

(2) 購入案件の仕様等

仕様書及び入札説明書による。

(3) 納入期限

平成28年12月27日

(4) 納入場所

埼玉県さいたま市中央区新都心1番地2

埼玉県立小児医療センター新病院

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る。）又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成26年埼玉県告示第1096号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

3 入札書等の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書等を郵送又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、

入札説明書及び仕様書の交付場所並びに入札説明書の問合せ先

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号

埼玉県病院局経営管理課 入札担当 福森・松丸

電話048-830-5988（直通） ファクシミリ048-830-4905

- (2) 入札説明書で求めるその他の提出資料（提案書）の提出場所及び仕様書の問合せ先

〒339-8551 埼玉県さいたま市岩槻区馬込2100番地

小児医療センター建設課 運営担当（小児医療センター駐在） 谷村

電話048-758-1852 ファクシミリ048-758-1880

- (3) 仕様書及び入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること)。

- (4) 入札説明会の有無

無

- (5) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認結果通知期限（入札説明書に記載）から平成28年7月12日 午前11時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年7月11日 午後5時まで
上記期限内必着。郵送の場合は書留郵便によること。

- (6) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成28年7月12日 午前11時10分

開札への立会いは不要とする。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約希望金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14

年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。)第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す必要な申請書類等を平成28年6月24日午後5時までにそれぞれ指定する場所に提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成14年病院事業管理規程第9号)第9条の規定に該当する入札書

エ その他入札説明書に記載された無効要件に該当するもの

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

前記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成28年6月6日までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ提出し、必要な資格を取得すること。

(9) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者

に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Automatic Ampule Dispenser

(2) Time-limit for tender:

11:00 a.m., July 12, 2016 (bidding by registered mail must be received
by 5:00 p.m., July 11, 2016)

(3) Contact Information:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,
Saitama Prefectural Government, Takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-0063 Japan
Telephone: 048-830-5988

告 示

埼玉県病院事業告示第二十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十八年五月三十一日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 調達内容

(1) 購入案件名及び数量

開放型保育器 13台

(2) 購入案件の仕様等

仕様書及び入札説明書による。

(3) 納入期限

平成28年12月27日

(4) 納入場所

埼玉県さいたま市中央区新都心1番地2

埼玉県立小児医療センター新病院

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る。）又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成26年埼玉県告示第1096号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第39条の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業の許可

を受けている者であること。

3 入札書等の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書等を郵送又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、
入札説明書及び仕様書の交付場所並びに入札説明書の問合せ先

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号

埼玉県病院局経営管理課 入札担当 福森・松丸

電話048-830-5988（直通） ファクシミリ048-830-4905

- (2) 入札説明書で求めるその他の提出資料（提案書）の提出場所及び仕様書の問
合せ先

〒339-8551 埼玉県さいたま市岩槻区馬込2100番地

小児医療センター建設課 運営担当（小児医療センター駐在） 松永

電話048-758-1852 ファクシミリ048-758-1880

- (3) 仕様書及び入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情
報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること)。

- (4) 入札説明会の有無

無

- (5) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認結果通知期限（入札説明書に記載）から平成28年
7月12日 午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年7月11日 午後5時まで
上記期限内必着。郵送の場合は書留郵便によること。

- (6) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成28年7月12日 午前10時10分

開札への立会いは不要とする。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約希望金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す必要な申請書類等を平成28年6月24日午後5時までにそれぞれ指定する場所に提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成14年病院事業管理規程第9号）第9条の規定に該当する入札書

エ その他入札説明書に記載された無効要件に該当するもの

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

前記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成28年6月6日までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ

提出し、必要な資格を取得すること。

(9) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Thirteen set of Opening type incubator

(2) Time-limit for tender:

10:00 a.m., July 12, 2016 (bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m., July 11, 2016)

(3) Contact Information:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,
Saitama Prefectural Government, Takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-0063 Japan
Telephone: 048-830-5988

正 誤

埼玉県告示第六百九十一号（平成二十八年五月十七日第二千七百九十八号）中訂

正

ページ 行

一 前から二

誤

「第二十九第一項」

正

「第二十九条第一項」